

第4回水と光のまちづくり推進会議資料

平成 27 年 1 月 23 日

水と光のまちづくり推進会議 規約 (改正案)

(名称)

第1条 本会は、「水と光のまちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(構成団体)

第2条 推進会議は大阪府、大阪市、大阪商工会議所、関西経済連合会及び関西経済同友会(以下、「構成団体」という。)をもって構成する。

2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(目的)

第3条 推進会議は、水都大阪推進懇話会及び水都大阪推進委員会の役割を継承するとともに、民間と行政のパートナーシップのもとで新たな展開を図りながら、「水と光の首都大阪」を実現することを目的とする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 水と光のまちづくりに関する取り組みの基本方針の策定

(2) 民主導の水と光のまちづくりを推進するための執行機関である「水都大阪パートナーズ(以下、「パートナーズ」という。)」の運営者の選定、パートナーズに対する基本方針の提示、大阪府・大阪市が合同で設置する水と光のまちづくり支援本部(水都大阪オーソリティ)との連携等によるパートナーズの事業の助成等の支援、事業評価

(3) 光景観の形成により、魅力と賑わいに満ちた大阪の実現に取り組む「光のまちづくり推進委員会」及び「大阪・光の饗宴実行委員会」に対する基本方針の提示

(4) その他目的達成に必要な事項

(推進会議の組織)

第5条 推進会議の委員は別紙のとおりとする。

2 推進会議には次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長1名

- 3 役員は委員の互選により選出する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 役員がその任期中に欠員となったときは、第3項に規定する手続きにより、後任者を選任する。ただし、補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき等はその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は過半数の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、委員は会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は原則として公開とする。

(水都大阪パートナーズ)

第8条 パートナーズは公募によって選定する。

- 2 パートナーズへの事業資金の助成については、別に定める「水都大阪パートナーズ事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」による。

(アドバイザーボード)

第9条 推進会議は、その目的を達成するため、専門家等で構成するアドバイザーボードを置き、パートナーズに必要な助言等を行う。また、アドバイザーボードの構成メンバーは必要に応じ追加できるものとする。

- 2 メンバーは会長が任命する。
- 3 メンバーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 アドバイザーボードの運営はパートナーズが行う。

(事業評価委員会)

第10条 パートナーズの事業目標・事業計画及び目標達成状況の評価を行うため、推進会議の部会として「事業評価委員会」（以下「委員会という。」）を置く。

- 2 評価委員は、構成団体及び学識経験者等から会長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は評価委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

6 委員会は過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、識者の参加を求め、その意見を聴くことができる。

8 委員長は、委員会での評価結果を推進会議に報告するものとする。

(謝金等)

第11条 前条第2項に規定する学識経験者等の評価委員（及び前条第7項に規定する者）が委員会に出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

2 前項の謝金、実費弁償の額及び支給方法は、会長が別に定めるものとする。

(会計年度)

第12条 推進会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、平成25年度については5月7日から始まるものとする。

(経費)

第13条 推進会議運営に必要な経費は、分担金その他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算・決算)

第14条 推進会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度当初に作成し、推進会議の議決を経なければならない。

2 推進会議の収支決算は、5月末までに作成し、監事の監査を経て、推進会議の承認を経なければならない。

3 推進会議の収支決算に剰余金及び残余財産が生じた場合は推進会議において審議し、その取り扱いを決定する。

(監事)

第15条 事業の適正な執行を確保するため、監事を置く。

2 監事は、推進会議で選任する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を推進会議に報告する。

(解散)

第16条 推進会議は第3条の目的を達成した後、推進会議の議決を経て解散する。

(剰余金及び残余財産の取り扱い)

第17条 推進会議が解散するとき有する剰余金及び残余財産については、第14条第3項の規定を準用する。

(事務局)

第18条 事業の遂行に必要な事務を行うため、大阪商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局の運営は、大阪商工会議所が行い、大阪府・大阪市はこれを補助する。

3 推進会議の出納事務は、大阪商工会議所において行う。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事業推進に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成25年5月7日から施行する。

(附則)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

第5条関係 水と光のまちづくり推進会議 委員名簿

大阪府知事	松 井 一 郎
大阪市長	橋 下 徹
大阪商工会議所 会頭	佐 藤 茂 雄
公益社団法人 関西経済連合会 会長	森 詳 介
一般社団法人 関西経済同友会 代表幹事	加 藤 貞 男
大阪府市都市魅力戦略推進会議 会長	橋 爪 紳 也

第15条関係 監事名簿

公益社団法人 関西経済連合会 理事	阿 部 孝 次
大阪府府民文化部都市魅力創造局長	岡 本 圭 司